

規制	自治体	静岡県警察本部	部課	交通部交通規制課
規制の名称				
警察署長の駐車許可				
根拠法令等				
道路交通法第45条第1項ただし書き、法第49条の5 静岡県道路交通法施行細則第5条 平成26年2月18日付け警察庁交通局交通規制課長通達「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について」				
規制の目的				
駐車規制の対象とされる道路の部分に該当する特定の場所に、駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該場所を管轄する警察署長が個別に駐車を許可するもの。				
規制内容の概要				
駐車許可は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分であっても、駐車日時や駐車場所等に係る審査基準に合致し、警察署長の駐車許可を得た場合は、当該部分へ駐車が可能となるものです。 また、駐車禁止の交通規制から除外する措置は、道路標識等により駐車禁止が実施されている全ての場所において、日時、交通状況の如何を問わず駐車を可能とするものです。				
規制の概念図				
<pre> graph TD A[申請（代理人可）] --> B[警察署（審査）] B --> C[許可証の交付] A --- D[添付書類 ○運転者の運転免許証の写し ○自動車検査証等の写し ○駐車場所・時間の一覧 ○駐車場所見取り図 ○用務を疎明する書面] B --- E[審査基準 ○駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく 障害する時間帯、場所でないか ○用務に必要な時間を超えていないか ○駐車禁止規制が実施されている場所か ○他の交通手段、方法がないか 等] C --- F[最長許可期間 1年間 (標準処理期間 7日間)] </pre>				

提案	提案主体	会社・団体
提案事項		
訪問介護事業等福祉業務車両の路上駐車申請手続の緩和		
提案の具体的内容		
訪問介護や訪問看護、通所介護の送迎車両等に使用する福祉業務車両が定期的に発生する路上駐車に対する許可を受ける際には、同じ事業者が所有している車両であっても、車両ごとに申請し、許可を得る必要がある。 車両ごとではなく、事業所単位での申請、許可とした上で、複数車両分の添付書類の共通化を可能とすることで路上駐車許可申請手続の煩雑さを緩和されたい。		
対応	措置の分類	継続検討
措置の概要（対応策）		
高齢化社会の進展に伴い、訪問介護事業等の社会的重要性が増していることを考慮し、福祉業務従事車両に係る駐車許可については、平成26年2月18日付け警察庁交通局交通規制課長通達「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について」を踏まえ、既に駐車場所の緩和措置、申請書類の簡素化及び申請手続きの合理化を行うなど、他業種の手続きと比較し、大幅に申請者の負担軽減を図っているところであり、現行どおりとする。 駐車許可の審査は、特定の車両が特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該「特別の事情への配慮の必要性」と「駐車規制の必要性」を比較衡量した上で、特定の車両について個別具体的に駐車許可の審査を行っているものである。 そのため、車両ごとの申請につき、車両ごとの添付書類に基づく審査を行うこととなるが、 <u>自動車検査証等の写しはもとより、駐車場所見取り図についても、車両の大きさ等により駐車に必要なスペースが異なり、駐車場所が車両ごとに異なる可能性があることから個別車両ごとに審査を行うことが必要であり、添付書類の共通化は困難である。</u> なお、休日、夜間などの緊急時の訪問診療等、緊急を要しやむを得ないと認める場合は、口頭や電話連絡により即時受理しているところであり（緊急駐車許可制度）、また、最長許可期間1年は全国で最も長期の許可期間である。 以上、申請者の負担軽減に努めているところであるが、今後も関係者の意見要望や各都道府県の実情を注視し、必要に応じ駐車許可事務のより一層の簡素合理化を引き続き図っていく。		